**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

福岡県筑紫野市大字俗明院一五八番地

特定非営利活動法人学生協働支援機構

清算人　中川　幸司

**解散公告**

当社は、平成三十年三月二十六日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

佐賀市鍋島三丁目一五番四五号

合同会社ＴｅａｍＲＪＤ

清算人　松田　亮司

**解散公告**

当社は、平成三十年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

沖縄県沖縄市園田一丁目一六番八号照屋ビル一階

ボディケアリスト株式会社

代表清算人　神谷ゆかり

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成三十年二月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

宮崎県延岡市旭町一丁目三番地八

医療法人社団あさひ会

清算人　小池　祐一

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成三十年三月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

鹿児島県西之表市東町七〇六〇番地五

医療法人池村歯科医院

清算人　池村　一郎

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十九年十一月十七日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成三十年三月五日を以って解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

北海道小樽市長橋二丁目一七番一六号十字街クリニックビル

医療法人社団柴田整形外科クリニック

清算人　柴田　邦子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十九年八月三日開催の臨時評議員会及び理事会の決議並びに東京都知事の認可により、平成三十年二月二十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

東京都新宿区西新宿二丁目三番一号新宿モノリス二階

医療法人財団康悦会

清算人　大徳　宏教

**解散公告（第三回）**

当認可団体は、平成三十年三月十一日開催の総会の決議により、平成三十年三月三十一日解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿一〇一八番地一六

認可地縁団体妻鹿東西自治会

清算人　熊野　龍雄

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十九年十一月十九日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成三十年三月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

山口県長門市東深川六五四番地の一

医療法人社団樹下会

清算人　木下　榮子

**配当公告**

札幌市白石区平和通一七丁目北六番地三三号、商業登記簿上の本店所在地札幌市清田区北野六条二丁目一〇番一五号

破産者　株式会社アイクル

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十九年（フ）第五二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二九五、七七九、五七五円

一、配当をすることができる金額

金四〇、三一五、五三五円

平成三十年四月十一日

札幌市中央区南一条西三丁目札石ビル五階

破産管財人　清水　彰

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市中央区北四条西二〇丁目二番、最後の住所札幌市中央区北四条西二〇丁目二番五―九〇三号

被相続人　亡　田中東洋治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

札幌市中央区南一条西一三丁目三一七番三号フナコシヤ南1条ビル七階見野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　見野　彰信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県桐生市梅田町一丁目八〇二番地、最後の住所群馬県桐生市梅田町一丁目八〇二番地

被相続人　亡　青木　英男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

事務所群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二・三階

相続財産管理人　弁護士　久保田寿栄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県神栖市波崎九五五〇番地、最後の住所千葉県船橋市二子町五四八番地二

被相続人　亡　橋本　**隆**夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル一〇階村上・湊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湊　弘美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都荒川区南千住六丁目二〇二番地、最後の住所東京都葛飾区堀切二丁目六一番六号

被相続人　亡　関根キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

事務所東京都新宿区四谷三丁目二番三号ＴＲⅡビル七階付岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　付岡　透

## 第20期決算公告

平成30年2月26日　北海道北見市南町1丁目5番4号

**北海道北見バス株式会社**

代表取締役　山村　敏之

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 150,924 | 流動負債 | 452,032 |
| 固定資産 | 891,035 | （賞与引当金） | (11,658) |
| | | 固定負債 | 157,884 |
| | | 株主資本 | 432,043 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 180,000 |
| | | 資本準備金 | 40,000 |
| | | その他資本剰余金 | 140,000 |
| | | 利益剰余金 | 152,043 |
| | | その他利益剰余金 | 152,043 |
| | | （うち当期純利益） | (7,721) |
| 資産合計 | 1,041,959 | 負債・純資産合計 | 1,041,959 |